

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する修正案要綱

第一 題名等の修正

題名等から「預貯金者の意思に基づく」との文言を削ること。

第二 金融に関する取引を行おうとする場合における個人番号を利用した預貯金口座の管理

1 金融機関が個人番号の提供等を受ける義務

(1) 金融機関は、預貯金契約の締結その他金融に関する取引（預貯金の払戻し、少額の取引その他の主務省令で定める取引を除く。）を行おうとする場合には、預貯金者に対し、次の事項を説明した上で、本人特定事項（氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。）その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならないこと。この場合において、金融機関は、当該預貯金者からその個人番号の提供を受けなければならないこと。（第三条第一項関係）

① 当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を利用して管理すること。

② 当該預貯金者の本人特定事項及び個人番号は、預金保険機構を経由して他の全ての金融機関に通

知され、他の全ての金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該他の全ての金融機関が個人番号を利用して管理すること。

③ 当該預貯金者の個人番号は、所得税法の規定による支払に関する調書の提出その他の法令の規定に基づく手続において当該預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

④ 災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

(2) (1)による提供を求められた預貯金者は、自ら個人番号を提供することに代えて、金融機関に対し、預金保険機構からその個人番号の通知を受けるよう求めることができること。(第三条第二項関係)

2 金融機関の免責

金融機関は、預貯金者が1(1)による金融に関する取引を行う際に本人特定事項の確認に応じないとき又は個人番号の提供をしないときは、当該預貯金者が当該確認に応じ、かつ、当該提供をするまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができること。(新第四条関係)

3 他の全ての金融機関に対する個人番号の通知の手続

(1) 金融機関は、1(1)により預貯金者の個人番号の提供を受けた場合には、預貯金者の意思にかかわらず、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項及び個人番号等を通知しなければならないこと。

(第三条第四項関係)

(2) (1)の通知を受けた預金保険機構は、当該預貯金者の意思にかかわらず、(1)の通知を行った金融機関以外の全ての金融機関に対し、預貯金者の本人特定事項及び個人番号を通知しなければならないこと。

(新第六条関係)

第三 預貯金等情報の適切な管理等

金融機関は、個人番号により検索することができる状態で管理する預貯金等情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該預貯金等情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと。

(新第七条第二項関係)

第四 預貯金等情報に関するアクセス記録及び第三者提供に係る記録の作成及び保存

1 行政機関の長等によるアクセス記録の作成及び保存

行政機関の長等は、金融機関に対して個人番号を利用して管理されている預貯金口座に係る預貯金等

情報の提供を求め、又は金融機関から当該預貯金等情報の提供を受けたときは、次の事項に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならないこと。

(新第二十一条第一項関係)

- ① 当該預貯金等情報の提供を求めた金融機関又は提供をした金融機関の名称
 - ② 当該預貯金等情報の提供を求め、又は提供を受けた日時
 - ③ 当該預貯金者の氏名その他主務省令で定める事項
- 2 金融機関による行政機関の長等に対する預貯金等情報の提供に係る記録の作成及び保存
- 金融機関は、1の行政機関の長等の求めに応じ預貯金等情報を提供する場合には、個人情報保護法に基づいて第三者提供に係る記録の作成及び保存をしなければならないこと。

(新第二十一条第二項関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。